

## みどりのモデル地区の指定について

平成 22 年 2 月から指定している「みどりの推進モデル地区」、「屋上緑化等推進モデル地区」については、「みどりの保全モデル地区」、「緑視モデル地区」の指定とともに、以下のとおり検討・見直しを行っていく。

### 1 見直しの方向性

#### (1) 新たなモデル地区の指定等の検討

保護樹木の指定基準引き下げなどを想定している「みどりの保全モデル地区」、今回新たにみどりの基本計画に加えた「緑視モデル地区」について、指定する地域や制度内容等を検討する。

#### (2) 指定地域の拡大

「みどりの推進モデル地区」については榎地域等、「屋上緑化等推進モデル地区」については柏木地域及び大久保地域等への地域の拡大を検討する。なお、検討にあたっては、2020 年度の「新宿区みどりの実態調査」の調査結果を活用する。

### 2 見直しの方法

#### (1) 検討組織の設置

みどり公園課職員等による検討の場を組織し、以下の(2)から(4)までの検討を進める。

#### (2) 「新宿区みどりの実態調査」による詳細なみどりの推移等の把握

2020 年に予定している「新宿区みどりの実態調査」において、区の各地域におけるみどりの推移の把握を行う。現行の実態調査では、大規模開発等の動きに地域のみどりの動向が左右されがちなため、特に民有地の小規模なみどりの動向などの解析を目的とした調査を行う。

#### (3) 「緑確保の総合的な方針」の改定（東京都と区市町村が共同で策定）との整合

2020 年 3 月に改定する「緑確保の総合的な方針」の改定内容等を踏まえ、モデル地区の事業内容等を検討する。

#### (4) 都市緑地法改正により創設された新制度の活用

平成 29 年 5 月の都市緑地法改正で創設された「市民緑地認定制度」の活用について、他の都市緑地法諸制度とともに、みどりの保全モデル地区等での活用について検討を行う。

### 3 現在のモデル地区の指定の継続

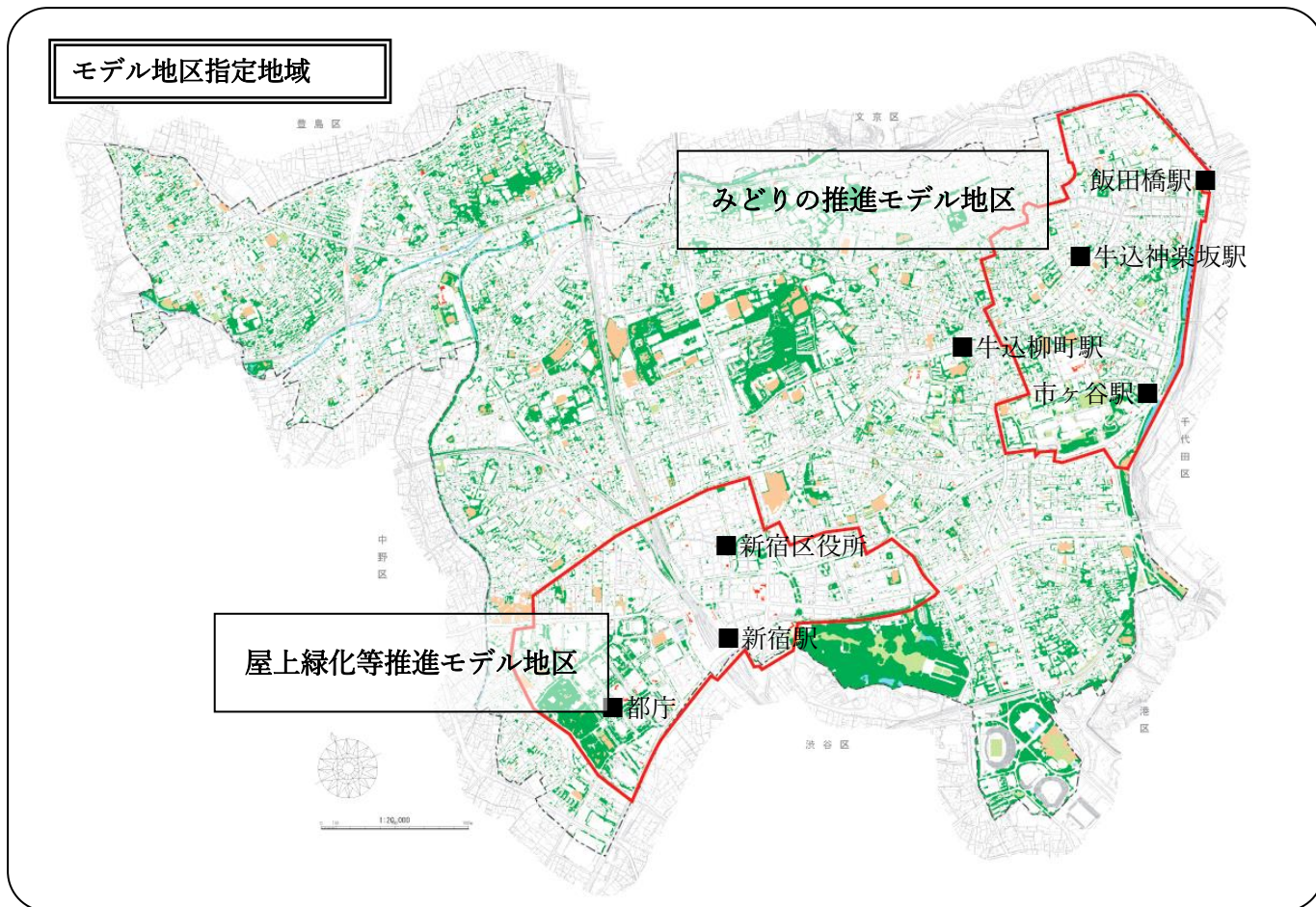
(1) 指定地区の位置と緑化施策については、現在のモデル地区の指定位置等と同じとする。

(裏面参照)。

(2) 継続指定期間は、2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日まで（1 年間）とする。

## モデル地区の継続内容

### 1 指定地区の位置



### 2 指定地区内での緑化施策

#### (1) みどりの推進モデル地区（高木・生垣の緑化を推進）

##### ア 緑化計画書制度

接道部に高木または生垣を設置した場合、割増し算定が可

##### イ みどりの助成制度

高木・生垣の設置については、助成単価の割増し及び上限額を増

##### ウ みどりの協定

地域住民による自主的な緑化活動を手厚く支援

#### (2) 屋上緑化等推進モデル地区（屋上緑化・壁面緑化を推進）

##### ア 緑化計画書制度

屋上緑化、壁面緑化の設置により、緑化延長や面積の割り増し算定が可

##### イ みどりの助成制度

助成単価の割増し及び上限額の増